



4足総総発第1462号
令和4年6月20日

足立区議会議長
工藤哲也様

足立区長 近藤弥生

足立区副区長選任の同意について

足立区副区長として下記の者を選任いたしたく地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、区議会の同意についてよろしくお取り計らい願います。

記

工藤 信（※略歴省略）

※略歴省略

令和4年第2回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和4年6月17日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和4年5月27日 金額 341,000,000円
	2	旧高野小学校解体工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和4年5月30日 金額 359,238,000円
	3	区内避難所用エアーマット等の購入について	(先議) 仮契約日 令和4年5月28日 金額 67,302,224円
	報告 1	専決処分した事件の報告について	イラストの無断使用による著作権侵害に係る損害賠償額の決定 242,000円 1件

令和4年度 各会計別補正予算(案)概要

令和4年6月

区 分	令 和 4 年 度 予 算 額			前 年 度 予 算 額 B	比 較 増 減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計 (第 3 号 補 正)	千円 319,364,371	千円 3,927,767	千円 323,292,138	千円 360,010,744	千円 △36,718,606	% △10.2
国民健康保険特別会計 (第 1 号 補 正)	72,295,331	33,858	72,329,189	71,969,257	359,932	0.5
介護保険特別会計	67,484,142	0	67,484,142	64,630,807	2,853,335	4.4
後期高齢者医療特別会計	17,281,258	0	17,281,258	15,908,975	1,372,283	8.6
合 計	476,425,102	3,961,625	480,386,727	512,519,783	△32,133,056	△6.3

*前年度予算額は、各会計とも令和3年度の最終予算額である。

令和4年度 一般会計補正予算(第3号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目(款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	51,542,402	0	51,542,402	15.9	50,784,068	14.1	758,334	1.5
2 地方譲与税	965,701	0	965,701	0.3	1,027,001	0.3	△61,300	△6.0
3 利子割交付金	108,000	0	108,000	0.0	127,000	0.0	△19,000	△15.0
4 配当割交付金	592,000	0	592,000	0.2	682,000	0.2	△90,000	△13.2
5 株式等譲渡所得割交付金	691,000	0	691,000	0.2	768,000	0.2	△77,000	△10.0
6 地方消費税交付金	15,300,000	0	15,300,000	4.7	16,100,000	4.5	△800,000	△5.0
7 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
8 環境性能割交付金	238,000	0	238,000	0.1	207,520	0.1	30,480	14.7
9 ゴルフ場利用税交付金	1,648	0	1,648	0.0	1,884	0.0	△236	△12.5
10 地方特例交付金	572,000	0	572,000	0.2	716,154	0.2	△144,154	△20.1
11 交通安全対策特別交付金	72,000	0	72,000	0.0	79,000	0.0	△7,000	△8.9
12 特別区交付金	103,200,000	0	103,200,000	31.9	102,006,098	28.3	1,193,902	1.2
13 分担金及び負担金	2,308,919	0	2,308,919	0.7	2,427,937	0.7	△119,018	△4.9
14 使用料及び手数料	4,153,682	0	4,153,682	1.3	4,217,431	1.2	△63,749	△1.5
15 国庫支出金	78,222,308	1,259,506	79,481,814	24.6	105,303,292	29.3	△25,821,478	△24.5
16 都支出金	25,053,979	33,585	25,087,564	7.8	26,866,360	7.5	△1,778,796	△6.6
17 財産収入	428,136	0	428,136	0.1	930,599	0.3	△502,463	△54.0
18 寄付金	22,809	0	22,809	0.0	180,633	0.1	△157,824	△87.4
19 繰入金	31,333,437	2,634,676	33,968,113	10.5	36,072,296	10.0	△2,104,183	△5.8
20 繰越金	1,000,000	0	1,000,000	0.3	4,231,493	1.2	△3,231,493	△76.4
21 諸収入	3,554,349	0	3,554,349	1.1	3,465,977	1.0	88,372	2.5
22 特別区債	4,000	0	4,000	0.0	3,816,000	1.1	△3,812,000	△99.9
歳 入 合 計	319,364,371	3,927,767	323,292,138	100.0	360,010,744	100.0	△36,718,606	△10.2

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

(2) 歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	933,761	0	933,761	0.3	925,148	0.3	8,613	0.9
2 総務費	35,242,611	349,853	35,592,464	11.0	43,379,073	12.0	△7,786,609	△18.0
3 民生費	155,392,659	159,994	155,552,653	48.1	168,599,180	46.8	△13,046,527	△7.7
4 産業経済費	3,900,442	1,157,740	5,058,182	1.6	3,368,281	0.9	1,689,901	50.2
5 環境衛生費	27,939,970	2,144,250	30,084,220	9.3	31,639,003	8.8	△1,554,783	△4.9
6 土木費	28,843,748	0	28,843,748	8.9	24,888,227	6.9	3,955,521	15.9
7 教育費	37,547,106	115,930	37,663,036	11.6	58,323,365	16.2	△20,660,329	△35.4
8 公債費	3,443,772	0	3,443,772	1.1	5,747,017	1.6	△2,303,245	△40.1
9 諸支出金	25,720,302	0	25,720,302	8.0	22,541,450	6.3	3,178,852	14.1
10 予備費	400,000	0	400,000	0.1	600,000	0.2	△200,000	△33.3
歳 出 合 計	319,364,371	3,927,767	323,292,138	100.0	360,010,744	100.0	△36,718,606	△10.2

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

令和4年度 一般会計補正予算(第3号)性質別経費

区 分	令和4年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額	構成比	金額	前年度比 C/B×100
	金額	構成比	金額	金額A	構成比	B		C=A-B	
	千円	%	千円	千円	%	千円	%	千円	%
人件費	40,401,201	12.7	18,983	40,420,184	12.5	39,861,443	11.1	558,741	1.4
扶助費	111,534,620	34.9	429,294	111,963,914	34.6	109,145,739	30.3	2,818,175	2.6
公債費	3,443,772	1.1	0	3,443,772	1.1	5,747,017	1.6	△2,303,245	△40.1
投資的経費	42,154,709	13.2	51,167	42,205,876	13.1	48,890,194	13.6	△6,684,318	△13.7
その他一般行政経費	121,830,069	38.1	3,428,323	125,258,392	38.7	156,366,351	43.4	△31,107,959	△19.9
合 計	319,364,371	100.0	3,927,767	323,292,138	100.0	360,010,744	100.0	△36,718,606	△10.2

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

令和4年度 一般会計補正予算(第3号)主要事業概要

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
総務費	千円 349,853	1 会計年度任用職員の報酬	千円 18,685	区立保育園・認定こども園において、入園時と比較し、配慮が必要な園児の行動上の課題が発生する頻度が増したと判断された場合に、年度途中で保育補助員を追加配置するための人件費 18,685千円(保育補助員10人、令和4年7月～令和5年3月分) ※10人の算定根拠:過去2年間の行動上の課題が発生する頻度が増した園児数の平均及び今後配置が必要となる可能性が高いクラス数から算定
		2 情報システムの構築、改造事業	27,536	国が進めるマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続き(引っ越しワンストップサービスによる転出届・転入予約等)を可能とするために必要となる、マイナポータル連携システムの構築 27,536千円 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 13,767千円
		3 電子計算組織管理運営事務	300,104	1 マイナポータル連携システム導入に伴う機器購入、ライセンス使用料、ネットワーク整備等 14,313千円 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 5,699千円 2 小・中学校の特別教室等LAN整備 285,791千円 令和6年度から予定されるデジタル教科書の本格導入に向け、Wi-Fi環境が未整備である一部の特別教室等について、令和4年度から2か年に渡り、LAN整備と機器整備を実施する。 [令和4年度の内容] 全小・中学校103校を対象に、LANが未整備の教室(約750教室)に必要な配線や機器設定を行い、Wi-Fi環境を導入可能な状態にする。 [令和5年度の内容](令和5年度予算措置予定) 通信機器が未整備の教室への機器整備(無線アクセスポイント、大型ディスプレイ等) 令和4年度経費 (1)ケーブル配線作業、情報コンセント設置作業 105,732千円 教室へケーブルを配線し、通信機器と接続するための情報コンセントを設置(89校対象、校舎建設時期の新しい14校は不要) (2)ネットワーク機器設定等関連作業 23,793千円 情報コンセントを有効化するため、ネットワーク機器の設定と動作確認(全103校対象) (3)中継盤設置作業 20,933千円 建物の構造上、LANの延伸が必要となる箇所に中継盤を設置(11校対象) (4)現地見作業、施工・設計・竣工図書作成等 101,200千円 (5)諸経費・工程管理 34,133千円

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
民生費	千円 159,994	1 家庭的保育事業	千円 33,600	家庭的保育事業者(保育ママ)における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入に対する補助金(令和4年度分) 33,600千円(300千円×112事業者) 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 16,800千円
		2 認証保育所運営経費助成事業	13,000	認証保育所における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入に対する補助金(令和4年度分) 13,000千円(300千円×2園、400千円×31園) ※1園あたりの補助金単価は、定員数により異なる。 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 6,500千円
		3 企業主導型保育事業	17,800	企業主導型保育施設等の認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入に対する補助金(令和4年度分) 17,800千円(300千円×36園、400千円×15園、500千円×2園) ※1園あたりの補助金単価は、定員数により異なる。 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 8,900千円
		4 私立保育園の運営費助成事業	55,600	私立認可保育所における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入に対する補助金(令和4年度分) 55,600千円(400千円×4園、500千円×108園) ※1園あたりの補助金単価は、定員数により異なる。 【財源】国庫補助金(補助率1/2) 27,800千円
		5 学童保育室大規模改修・開設事務	35,850	学童保育室における待機児童解消に向け、令和4年3月に学童保育室整備計画を見直し、令和5年度以降に計画していた民設学童保育室2か所の新規開設を前倒しで実施するための補助交付金(設置費補助・開設前家賃補助) 35,850千円(1施設17,925千円×2か所) 【令和4年度整備】 当初計画:2か所(中川地区、加平地区) 計画見直し後:4か所(中川地区、加平地区、千住西地区、千住桜木・河原町地区) 【財源】 国庫補助金(補助率1/3) 8,400千円 都補助金(補助率7/12、2/3) 15,700千円 子ども・子育て施設整備基金 11,750千円

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
産業経済費	1,157,740 千円	1 商店街活動支援事業	630,130 千円	<p>「㊤キャッシュレス還元祭de90周年事業」について、コロナ禍で物価高騰に直面する区民や事業者を支援するため、ポイント還元率を当初予定していた20%から30%に引き上げて実施するための経費 ※開催期間:令和5年1月5日～2月4日(1か月間)</p> <p>(1)ポイント還元にかかる事業費 610,000千円増 ポイント還元率20%:850,000千円→30%:1,460,000千円</p> <p>(2)ポイント還元率引き上げに伴う業務委託経費 20,130千円増 変更前の見込35,050千円→変更後の見込55,180千円</p> <p>【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び都補助金を活用予定</p>
		2 中小企業融資事業	523,100	<p>コロナ禍において原油価格や物価高騰により影響を受ける中小企業等の資金調達を支援するために、緊急経営資金融資あっせんを以下のように変更するための経費</p> <p>【緊急経営資金融資あっせんの変更内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限の延長(令和4年9月30日→令和5年3月31日) ・融資限度額の引き上げ(令和4年8月1日から、現行1,000万円→2,000万円) ・上限額引き上げ以前に借換えている場合でも令和4年8月1日以降1回に限り借換え可能 <p>(1)信用保証料 498,000千円増 ア 緊急融資分 508,500千円(+1,750件) 変更前の見込198,000千円(1,100件)→変更後の見込706,500千円(2,850件) イ 通常融資分 △10,500千円(△210件) 変更前の見込60,600千円(920件)→変更後の見込50,100千円(710件)</p> <p>(2)利子補給金 25,100千円増 ア 緊急融資分 26,000千円(+890件) 変更前の見込540,200千円(14,720件)→変更後の見込566,200千円(15,610件) イ 通常融資分 △900千円(△110件) 変更前の見込109,400千円(5,000件)→変更後の見込108,500千円(4,890件)</p> <p>【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定</p>
環境衛生費	2,144,250	1 公衆浴場の活性化等事業助成事務	32,400	<p>コロナ禍において原油価格の高騰による影響を受ける公衆浴場に対して、事業者の負担軽減を図るため支援給付金を支給 32,400千円 (1施設1か月あたり最大で100千円×12か月×27施設) ※令和4年度1年間分を支援</p> <p>【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定</p>

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
(環境衛生費)	千円		千円	今後の新型コロナウイルス感染状況の想定に基づく、感染症対策のための経費 【感染状況の想定】 第7波以降の1日あたりの新規陽性者数を2,400人(第6波の2倍相当)とし、2か月間の感染拡大が2回発生することを想定 ※予算執行は、感染状況により、必要数等を勘案しながら適切に行う。
		2 感染症予防・患者医療費公費負担事業	1,279,154	<p>1 第6波を超える感染拡大に対応するための新規事業 112,136千円</p> <p>(1)PCR予約センター電話受付業務やデータ入力等事務処理に係る人材派遣(最大20人) 108,018千円</p> <p>(2)タブレット端末のレンタル(感染拡大時80台、感染拡大時以外40台) 4,118千円 今後導入する患者情報管理システムや陽性患者対応の効率化のために使用</p> <p>2 今後の感染拡大に備えた下半期継続事業 1,167,018千円</p> <p>(1)陽性者の初動対応に係るショートメッセージ配信 19,220千円 50円×1,920件/日×182日×1.1 ※陽性者2,400人/日×ショートメッセージ送信対象者80% 【ショートメッセージ対象者想定数】上半期:1,000件 下半期:1,920件</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症入院医療費(16~18件/日) 429,294千円 ア 健康保険加入者 70千円×3,414件 イ 無保険者 873千円×218件 【1日あたり想定入院患者数】上半期:16件 下半期:感染拡大18件、拡大時以外16件</p> <p>(3)パルスオキシメーターの購入 269,500千円 (10千円×24,500個×1.1) 【1日あたり想定必要数】 ※感染状況を見ながら必要数を購入(現在の在庫5,740個) 上半期:60個(第5波実績) 下半期:504個(陽性者2,400人/日×区送付対象者21%[第6波実績])</p> <p>(4)区内感染症診療協力医療機関への支援 171,420千円 ア PCR検査外来従事者への支援(平日・土曜日) (ア)危険手当等 131,040千円(35千円×24セット×156日) イ 疑い患者用の病床確保支援 (ア)病床整備費用 6,000千円(2,000千円×3床) (イ)病床維持費用 18,000千円(500千円×6床×6か月) (ウ)危険手当等 16,380千円(15千円×6床×182日)</p> <p>(5)発熱電話相談センターの人材派遣(看護職) 75,548千円 感染症に関する相談に適切に対応できるように、下半期も現行の20人体制を維持(平日120日分)</p>

款 別	補正額	事 業 名	金 額	計 上 概 要
(環境衛生費)	千円	(感染症予防・患者医療費公費負担事業)	千円	<p>(6) 医師会への電話相談業務委託(ホットライン) 3,696千円 会員医療機関からの相談を一括で受け、保健所に報告を行う医師等の配置を下半期も継続(平日120日分)</p> <p>(7) 足立区医師会館PCR検査委託(土曜日) 8,913千円 令和3年度に終了したが、第6波の感染拡大を受け再開した。今後も引き続き実施するため、7月～3月までの経費を計上(土曜日37日分)</p> <p>(8) 休日応急診療所におけるPCR検査事業委託 8,343千円 各休日応急診療所において、医師が検査を要すると認められた者へ検査キットを配布した後、検体を足立区医師会で回収し、PCR検査を実施する事業を下半期も継続(休日37日分)</p> <p>(9) 無症状の高齢者に対するPCR検査事業委託 904千円 無症状の65歳以上の区民が検査を希望する場合、指定医療機関にて本人負担2,000円でPCR検査実施を下半期も継続(50人分)</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症入院患者等移送 144,144千円 入院等のため民間救急を利用した患者移送を下半期も継続(1日12件想定) 60千円×12件/日×182日×1.1</p> <p>(11) 抗体カクテル療法の治療等に伴う移送 36,036千円 感染対策を講じたハイヤーを利用した患者移送を下半期も継続(ハイヤー3台分) 60千円×3台×182日×1.1</p> <p>【財源】・感染症入院医療費:国庫負担金(負担率3/4) 321,971千円 ・感染症対策費:国庫負担金(負担率1/2) 80,700千円</p>
	3	足立保健所管理運営事務【経常】	70,600	<p>今後の新型コロナウイルス感染状況の想定に基づく、感染症対策のための経費 【感染状況の想定】 第7波以降の1日あたりの新規陽性者数を2,400人(第6波の2倍相当)とし、2か月間の感染拡大が2回発生することを想定</p> <p>(1) 陽性者にパルスオキシメーターを送付する際に使用する、レターパックの購入 65,107千円(520円×125,206枚) ※感染状況を見ながら必要数を購入</p> <p>(2) 疫学調査や健康観察等の業務で使用する携帯電話レンタル料 5,493千円 ア 感染拡大時:月6,860円×112台×4か月×1.1 イ 感染拡大時以外:月6,860円×56台×5か月×1.1</p>

款 別	補正額	事 業 名	金 額	計 上 概 要
(環境衛生費)	千円	4 新型コロナウイルスワクチン接種事業	千円 759,526	<p>1 新型コロナウイルスワクチンの4回目接種実施に伴う経費 【4回目接種の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回目接種を完了した60歳以上の区民(約173,000人) ・18歳から59歳の基礎疾患を有する区民(約15,000人) <p>※1, 2回目の先行接種者のうち3回目接種完了者 →対象者188,000人全員が接種すると想定して以下を算出</p> <p>(1) 個別接種の接種委託(144,063回分) 441,630千円 接種委託料@2,277円、医師会事務費@83円、国保連事務費@300円</p> <p>(2) 医療機関におけるワクチン管理料およびワクチン移送経費 34,529千円</p> <p>2 令和4年10月～令和5年3月にかかる経費</p> <p>(1) コールセンター運営 117,625千円 10回線、フリーダイヤル、毎日8:00～20:00</p> <p>(2) フリーダイヤル使用料 8,831千円 月1,472千円(令和3年11月～令和4年2月の平均額)×6か月</p> <p>(3) ヘルプデスク運営、予約システム改修・利用等の委託 82,257千円</p> <p>(4) 足立区医師会館集団接種委託 61,209千円 医師・看護師・薬剤師・事務員の人件費及び損害保険料</p> <p>(5) 接種予約サポート窓口 13,445千円 2ブース5人体制、月～金曜日9:00～17:00</p> <p>【財源】国庫負担金(接種費用(負担率10/10)) 550,284千円 ※国庫補助金(補助率10/10)については、確定次第計上予定</p>
教育費	115,930	1 小・中学校運営管理事業	74,440	<p>区立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入経費(令和4年度分) 74,440千円(460千円×21校、680千円×41校、900千円×41校)</p> <p>※1校あたりの単価は、児童・生徒数により異なる。</p> <p>【財源】国庫補助金(補助率1/2) 37,220千円</p>

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
(教育費)	千円		千円	
		2 小・中学校給食業務運営事業	23,901	物価高騰に直面する学校給食の食材購入について、目標栄養価を摂取するため、揚げ油及び小麦の価格上昇分を補填するための経費(令和4年7月～令和5年3月分) (1)揚げ油 13,303千円 令和3年度と4年度の価格比較に基づいた値上げ額及び今後の上昇見込(20%想定)から算定 (2)小麦(パン・麺) 10,598千円 令和3年度と4年度の価格比較に基づいた値上げ額から算定 (パン・麺については、1年間価格は原則固定のため今後の上昇分は算定していない。) 【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定
		3 私立幼稚園助成費用負担事務	25,000	私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品等の購入に対する補助金(令和4年度分) 25,000千円(500千円×50園) 【財源】都補助金(補助率1/2) 12,500千円
合計	3,927,767			

令和4年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)主要事業概要

補正額計	事業名	金額	計上概要
千円		千円	
33,858	1 傷病手当金支出事務	33,858	新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため仕事に従事できない期間のあった国民健康保険被保険者に対する傷病手当金 33,858千円(令和4年7月～令和5年3月分の経費) 【対象者】 給与の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われたため療養を必要とし、仕事に従事することができず、給与の支払いを受けることができなかった者(令和4年7月～令和5年3月までの想定支給人数:615人) 【支給対象期間】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 【積算】 1か月相談件数114件×申請率60%×1件あたり平均支給額55千円=3,762千円 →1か月平均支給額3,762千円×9か月=33,858千円 ※相談件数や申請率等は、今年度及び昨年度の実績から想定 【財源】 都負担金(補助率10/10) 33,858千円

債務負担行為補正

一般会計

変更

No.	事 項 名		期 間	限 度 額
1	島根住区センター(学童保育室)仮設プ レハブ賃借	補 正 前	令和5年度から 令和5年度まで	40,361千円
		補 正 後	令和5年度から 令和5年度まで	61,633千円

特定目的基金の積立状況

予算ベース

(単位:千円)

一般会計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
項 目	3年度末 現在高a	4年度 当初積立	4年度 当初取崩	4年度 当初現在高	1号 取崩	2号 取崩	3号 積立	3号 取崩	4年度末 現在高b	年度末 現在高比較b-a
1 財政調整基金	42,289,714	16,250	11,541,001	30,764,963	540,843	65,298		2,622,926	27,535,896	△ 14,753,818
2 減債基金	5,361,117 *	44,600	242,000	5,163,717					5,163,717	△ 197,400
3 公共施設建設資金積立基金	47,323,280	34,510	6,196,799	41,160,991					41,160,991	△ 6,162,289
4 地域福祉振興基金	5,177,897	16,396	1,078,528	4,115,765					4,115,765	△ 1,062,132
5 義務教育施設建設等資金積立基金	59,394,974	42,240	8,658,599	50,778,615					50,778,615	△ 8,616,359
6 育英資金積立基金	1,558,883	369,009	324,752	1,603,140					1,603,140	44,257
7 住宅等対策資金積立基金	1,422	10	0	1,432					1,432	10
8 一般区営住宅改修整備資金積立基金	2,105,549	151,770	476,693	1,780,626					1,780,626	△ 324,923
9 環境基金	364,550	400	30,000	334,950					334,950	△ 29,600
10 文化芸術振興基金	149,298	330	12,600	137,028					137,028	△ 12,270
11 竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金	3,310,815	3,340	1,151,474	2,162,681					2,162,681	△ 1,148,134
12 緑の基金	1,223,472	3,750	24,455	1,202,767					1,202,767	△ 20,705
13 協働・協創パートナー基金	216,722	2,190	9,000	209,912					209,912	△ 6,810
14 子ども・子育て施設整備基金	692,059	72,017	45,082	718,994				11,750	707,244	15,185
15 大学病院施設等整備基金	499,850	1,720	500,000	1,570					1,570	△ 498,280
16 防災減災対策整備基金	5,234,897	4,620	410,000	4,829,517					4,829,517	△ 405,380
17 あだち子どもの未来応援基金	215,726	201,080	20,510	396,296					396,296	180,570
合 計	175,120,225	964,232	30,721,493	145,362,964	540,843	65,298	0	2,634,676	142,122,147	△ 32,998,078

*減債基金積立額の内訳
6%積立ルール分40,020
利子分 4,580

介護保険特別会計

項 目	3年度末 現在高a	4年度 当初積立	4年度 当初取崩	4年度 当初現在高					4年度末 現在高b	年度末 現在高比較b-a
18 介護保険給付準備基金	4,321,175	3,820	1,648,000	2,676,995					2,676,995	△ 1,644,180

※満期一括償還方式地方債年6%減債基金積立ルールについて
満期一括償還方式の地方債を発行した場合、満期日に元金全額を償還することになり、満期償還年度の財政負担が増大する。そのため、満期一括償還方式市場公募債の償還方法については、元金償還財源の確保及び世代間負担の公平を図る観点から、発行後4年目から毎年度元金の6%相当額を減債基金に積み立てていくこととしている(平成4年1月20日自治省財政局地方債課長通知)。このルールに準拠して足立区では満期一括償還方式地方債について発行後4年目から元金の6%分を減債基金へ積み立てている。これにより、地方債発行後20年で元金全額分を積み立てることになる。

※表示金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

令和4年第2回足立区議会定例会質問通告者等一覧表

質問種別	質問順位	質問者名	質問時間	質問日	会派名
代表質問	1	鹿 浜 昭	45分	6月20日	自由民主党
〃	2	さ の 智恵子	45分	〃	公 明 党
〃	3(1)	西の原 えみ子	35分	6月21日	日本共産党
〃	4(2)	鈴 木 あきら	30分	〃	立憲民主党
〃	5(3)	土 屋 のりこ	20分	〃	議 会 改 革
一般質問	6(4)	にたない 和	30分	〃	自由民主党
〃	7(1)	岡 安 たかし	25分	6月23日	公 明 党
〃	8(2)	しぶや 竜 一	30分	〃	自由民主党
〃	9(3)	ぬかが 和 子	15分	〃	日本共産党
〃	10(4)	吉 田 こうじ	20分	〃	公 明 党
〃	11(5)	市 川 おさと	25分	〃	無 会 派

議員提出第6号議案

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の
推薦について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議会議員	新 井 ひ で お
同	く ぼ た 美 幸
同	長 澤 こうすけ
同	ぬ か が 和 子
同	鈴 木 あ き ら
同	長 井 まさのり
同	岡 安 た か し
同	長 谷 川 た か こ
同	鹿 浜 昭
同	佐 々 木 ま さ ひ こ
同	は た の 昭 彦
同	く じ ら い 実

足立区議会議長 工 藤 哲 也 様

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者を推薦するため、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について（案）

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）第8条第1項の規定に基づく東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者として、下記の者を推薦する。

記

足立区議会議員 工藤 哲也

令和4年第2回足立区議会定例会議事日程 第1号

令和4年6月20日 午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 監査報告について
- 第4 一般質問について
- 第5 足立区副区長選任の同意について

令和4年6月20日

足立区議会議長

工藤哲也

令和4年6月21日 午後1時開議

第1 一般質問について

令和4年6月21日

足立区議会議長

工藤 哲也

令和4年6月23日 午後1時開議

- 第1 一般質問について
- 第2 議員提出第6号議案 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について
- 第3 第44号議案 令和4年度足立区一般会計補正予算（第3号）
- 第4 第45号議案 令和4年度足立区国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第5 第55号議案 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約
- 第6 第56号議案 旧高野小学校解体工事請負契約
- 第7 第57号議案 区内避難所用エアーマット等の購入について
- 第8 第46号議案 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 第9 第47号議案 足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例
- 第10 第48号議案 足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例
- 第11 第49号議案 権利の放棄について
- 第12 第50号議案 足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例
- 第13 第51号議案 足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 第52号議案 特別区道路線の認定について
- 第15 第53号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例
- 第16 第54号議案 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 元受理番号13 児童・生徒の介助員登録者を増やす工夫・改善及び行事介助員を探す際の保護者の負担軽減を求める請願の撤回について
- 3受理番号17 宅配ボックス設置費用の助成を求める陳情の撤回について

令和4年6月23日

足立区議会議長

工藤哲也

令和4年第2回足立区議会定例会会議日程

足立区議会事務局

月 日	曜	午 前	午 後
6・20	月		本 会 議 1時
・21	火		本 会 議 1時
・22	水		
・23	木		本 会 議 1時
・24	金	総務委員会(特別委員会室) 10時 [文書質問開始日]	
・25	土		
・26	日		
・27	月	区民委員会(特別委員会室) 10時	
・28	火	議会運営委員会(第3委員会室) 10時 各派幹事長会(第3委員会室) 10時30分	本 会 議 1時
・29	水	産業環境委員会(特別委員会室) 10時	厚生委員会(特別委員会室) 1時30分 [会期中請願締切日]
・30	木	建設委員会(特別委員会室) 10時	文教委員会(特別委員会室) 1時30分
7・ 1	金	交通網・都市基盤整備調査特別委員会(特別委員会室) 10時	子ども・子育て支援対策調査特別委員会(特別委員会室) 1時30分 [文書質問締切日]
・ 2	土		
・ 3	日		
・ 4	月	災害・オウム対策調査特別委員会(特別委員会室) 10時	エリアデザイン調査特別委員会(特別委員会室) 1時30分
・ 5	火	議会運営委員会(第3委員会室) 10時 各派幹事長会(第3委員会室) 10時30分	
・ 6	水		本 会 議 1時

※ 委員会室は変更する場合がある。

足立区議会委員会傍聴規則新旧対照表

(現 行)	(改 正 案)
<p>第1条 ～ 第9条 (省略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) その他委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>第1条 ～ 第9条 (省略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。</p> <p>(5) 飲食(体調管理のための水分補給の場合を除く。)又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) その他委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>
<p>第11条 ～ 第15条 (省略)</p> <p>別記第1号様式</p> <p>別記第2号様式</p>	<p>第11条 ～ 第15条 (省略)</p> <p><u>別記第1号様式 (改正)</u></p> <p><u>別記第2号様式 (改正)</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>



(別記第1号様式)

(表)

紹介会派名	(第 号)
住所	
傍聴人	
氏名	
年 月 日 開 会	
委員会傍聴券	
足立区議会	

(裏)

遵 守 事 項 (足立区議会委員会傍聴規則抜粋)	
(傍聴の受付) 第6条 傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、受付で傍聴券を係員に提示しなければならない。 (傍聴券の提示) 第7条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。 (傍聴券の返還) 第8条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。 (傍聴の禁止) 第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。 (1) 銃器その他危険なものを持っている者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 異様な服装をしている者 (4) 張り紙、ピラ、掲示板、フラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者 (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者 (6) その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 (傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。 (1) 委員会における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。	(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。 (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。 (5) 飲食(体調管理のための水分補給の場合を除く。)又は喫煙をしないこと。 (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。 (7) その他委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 (撮影及び録音等の制限) 第11条 傍聴しようとする者は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、別記第3号様式によりあらかじめ委員長に申請しなければならない。 2 委員長は、前項の申請があったときは、申請に対する許可を決定し、別記第4号様式により申請人あて通知する。 (係員の指示) 第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。 (秘密会の場合の退場) 第13条 委員長が委員会を秘密会とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。 (違反者に対する措置) 第14条 傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。



(別記第2号様式)

(表)

(第 号)
住 所
傍 聴 人
氏 名
年 月 日 開 会
<h2>委員会傍聴券</h2>
足立区議会

(裏)

遵 守 事 項 (足立区議会委員会傍聴規則抜粋)	
<p>(傍聴の受付)</p> <p>第6条 傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、受付で傍聴券を係員に提示しなければならない。</p> <p>(傍聴券の提示)</p> <p>第7条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>(傍聴券の返還)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 銃器その他危険なものを持っている者(2) 酒気を帯びていると認められる者(3) 異様な服装をしている者(4) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者(5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者(6) その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 委員会における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。	<ol style="list-style-type: none">(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長長の許可を得たときはこの限りでない。(5) 飲食(体調管理のための水分補給の場合を除く。)又は喫煙をしないこと。(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。(7) その他委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 <p>(撮影及び録音等の制限)</p> <p>第11条 傍聴しようとする者は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、別記第3号様式によりあらかじめ委員長に申請しなければならない。</p> <p>2 委員長は、前項の申請があったときは、申請に対する許可を決定し、別記第4号様式により申請人あて通知する。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。(秘密会の場合の退場)</p> <p>第13条 委員長が委員会を秘密会とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第14条 傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>

公社等の決算報告について

(1) 平成5年5月7日の各派幹事長会で、公社の予算・決算について何らかの審査を行うべきであるとの提案により議論され、閉会中の委員会で実施すべきと結論がでた。なお、公社の予算については、公社の決算報告後、各党の意見を新年度予算に反映されるよう要望し、閉会中の委員会では行わず、予算特別委員会で行うこともあわせて決定した。

(2) 平成5年6月14日の議会運営委員会で、正式に閉会中の委員会で行うことで決定した。

(3) このため、議会日程の関係で平成5年以降、9月初旬の3日間午前・午後の委員会で、以下の公社等の決算について行った。

(4) なお、平成12年3月29日の各派幹事長会において、公社決算審査の閉会中委員会は、8月開会の閉会中委員会と統合することを決定した。

足立区公社等一覧

	公社等名	所管委員会	令和3年度区補助金等 (単位千円)
①	足立区土地開発公社	総務	0
2	(公財) 足立区体育協会	区民	21,148
3	北千住都市開発(株)	区民	0
④	(公財) 足立区勤労福祉サービスセンター	産業環境	35,190
5	(公社) 足立区シルバー人材センター	産業環境	126,000
⑥	(一財) 足立区観光交流協会	産業環境	66,037
7	(福) 足立区社会福祉協議会	厚生	818,300
8	足立市街地開発(株)	建設	0
⑨	(公財) 足立区生涯学習振興公社	文教	415,659

※丸囲みの数字は、議会選出の評議員がいる公社を表わす。

※公社名中、(公財)は公益財団法人、(株)は株式会社、(一財)は一般財団法人、(福)は社会福祉法人、(公社)は公益社団法人を表わす。

※補助金等の金額は、令和3年度決算見込額(単位千円)を記載した。

本会議・委員会の運営等について

下線部・取消線部が
令和4年第2回定例会からの
変更・追加箇所

1 感染拡大防止のための運営基本方針

(1) 体調の管理

- ・議員・執行機関ともに、自己管理を徹底し、出席等の判断をする。
- ・傍聴者は、体調が悪い方にはご遠慮いただく。

(2) 密集の緩和

- ・会議に応じて、より広い部屋で行う。
- ・出席者・傍聴者の席の間隔を空けて座る。
※アクリル板の仕切りがある場合は間隔を詰めることも可とする。

(3) マスクの着用

- ・議員・執行機関・傍聴者いずれも、原則、着用とする。
- ・発言時の着用も認める。
※議場の議長席、事務局長席、演壇、特別委員会室の委員長席、予算・決算特別委員会の発言者席にはアクリル板を設置する。その場合の質問者等のマスクの着用は義務付けない。ただし、質問者等が交替するごとにマイク等の消毒を行うとともに、休憩時にアクリル板の消毒を行う。

(4) 換気・アルコール消毒

- ・会議中のドア・窓等の開放など、換気を徹底する。
※換気のためのドア・窓等の開放に伴い、冬期や暴風雨時等、室温の低下や雨の吹き込みといった委員会運営に支障が出そうな場合は、ドア・窓等を閉めて行う。
- ・入口にアルコール消毒液を設置し、議員・執行機関・傍聴者いずれも、消毒をお願いする。

2 本会議の運営

(1) 議員

- ・全日、全員出席とする。

~~・一般質問を行う本会議（初日から3日目）は、議員の出席者を減らす。~~

~~※各日とも開会時は全員出席とする。~~

~~※3日目の質問終了後、採決以降は全員出席する。~~

~~※初日・2日目の終わり（散会時）も原則、全員出席するように努める。~~

~~・中間・最終日は全員出席とする。~~

~~・議員の出席者については、定足数（議員定数の過半数：23名）を踏まえ、各会派で対応する。その際、必ずしも半数を減らすことにはこだわらず、柔軟性をもって対応することとする。~~

~~※退場・入場のタイミングは、休憩中、登壇・降壇時等、各会派で対応する。~~

(2) 執行機関

・全日、全員出席とする。

~~・答弁の出番が無い理事者の退席を可とする。~~

~~※1日目の開会時は全員出席。休憩時に、以降の答弁が無い理事者は退席する。~~

~~※2日目の開会時は、休憩までに答弁が無い理事者は出席しない。~~

~~休憩時に、以降の答弁が無い理事者は退席、答弁がある理事者は出席する。~~

~~※3日目の開会時は、休憩までに答弁が無い理事者は出席しない。~~

~~休憩時以降は、答弁の有無に関わらず、全員出席する。~~

(3) 傍聴者

・傍聴受付時に、マスク着用・アルコール消毒の周知・徹底をする。

※マスク未着用者にはマスクを提供する

・傍聴受付時に、体温計を用意し、必要に応じ測定する。

・傍聴制限は行わないが、受付時等に感染防止の案内を行う。

※仮に傍聴席が席の半分を超えて密になりそうな場合は、映像・音声で傍聴可能な別室を案内する。

・会派から案内する際も、上記を踏まえて行う。

3 委員会の運営

・常任・特別委員会は原則、特別委員会室で行い、議会運営委員会は第3委員会室で行う。

・席の間隔を空けて座ることとする。ただし、アクリル板の仕切りがある場合は、執行機関が多数出席するなどの必要に応じて、席の間隔を詰めることも可とする（特別委員会室の執行機関席1列目は委員との対面距離が短いため除く）。

・終了時間の目安は設けない。

・「組織改正に伴う新組織の事務分掌説明」「所管事項説明」等は資料配付に代える。

・傍聴者への対応は、本会議と原則、同様とする。

・予算・決算特別委員会において、発言者席・マイクの消毒を行う際の会派内の交代時は時間を停止する。